

令和4年3月30日

都道府県知事 殿
市区町村長 殿

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子
(公印省略)

本邦に避難したウクライナ人への特別な対応に対する外国人受入環境整備交付金の特例措置について (通知)

ウクライナにおいては、本年2月24日のロシア軍の侵攻後、同軍による激しい攻撃を受け、多くのウクライナの人々が国外への避難を強いられています。

このような状況を受け、我が国においても、ウクライナからの避難民の受入れを表明しているところ、一元的相談窓口において、ウクライナからの避難民への情報提供・相談対応 (以下「情報提供等」という。) のための特別な対応を行う場合に必要な経費については、外国人受入環境整備交付金交付要綱 (以下「交付要綱」という。) 別表2に定める各地方公共団体の運営事業の交付限度額を超えて交付決定又は変更承認 (以下「交付決定等」という。) を行う特例措置を講じることとしましたので通知します。

おって、都道府県知事におかれましては、市区町村に対し、本通知の周知に努めていただくようお願いいたします。

記

1 特例措置の内容

ロシアによるウクライナ侵攻により、避難を目的として本邦に入国したウクライナ人 (以下「ウクライナ避難民」という。) (※) を受入れた地方公共団体であり、ウクライナ避難民に対し、情報提供等を行うために、一元的相談窓口でのウクライナ語での対応やウクライナ語による情報発信、ウクライナ避難民専用の相談窓口の設置等の特別な対応 (以下「特別な対応」という。) を行う場合に要する経費 (運営事業に限る。) については、交付限度額を超えて交付決定等を行うことができるものとする。

※ ウクライナに常居所を有する外国人を含む。

2 特例措置の対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間で、ウクライナ避難民を受け入れるために必要な期間（※）

※ ウクライナ避難民を受け入れることが決定して、ウクライナ避難民を受け入れるために必要な準備期間及び、ウクライナ避難民が当該地方公共団体の区域外に転出等した後の特別な対応を終了するために必要な期間を含む。

3 特例措置適用のための申請手続

令和4年度外国人受入環境整備交付金の交付申請を行っている地方公共団体が本件特例措置の適用を希望する場合は、交付決定日（令和4年4月1日を予定）以降に、交付要綱第11の変更承認申請を行う。

なお、申請に当たっては、特別な対応に係る経費を他の経費と明確に切り分けて計上すること。

4 留意事項

- (1) 特例措置の適用は予算の範囲内で行うものであり、交付決定等の総額が予算額に達した場合は、特例措置を終了する。
- (2) 特例措置の対象として認められる経費は、上記3の変更承認日以降の経費とする。
- (3) 特例措置の対象となる経費の交付率は2分の1とする。

添付物

ウクライナ避難民への特別な対応を行う場合の外国人受入環境整備交付金の特例措置について